

我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

昭和 41 年 4 月 1 日

条例第 12 号

改正 昭和 42 年 3 月 27 日条例第 16 号 昭和 44 年 3 月 25 日条例第 8 号
昭和 46 年 3 月 27 日条例第 6 号 昭和 48 年 3 月 26 日条例第 14 号
昭和 49 年 3 月 29 日条例第 4 号 昭和 52 年 3 月 30 日条例第 7 号
昭和 54 年 3 月 28 日条例第 3 号 昭和 57 年 3 月 29 日条例第 5 号
昭和 58 年 3 月 29 日条例第 1 号 昭和 59 年 6 月 30 日条例第 18 号
昭和 62 年 3 月 30 日条例第 5 号 平成 2 年 12 月 21 日条例第 19 号
平成 8 年 9 月 30 日条例第 26 号 平成 12 年 3 月 23 日条例第 22 号

(通則)

第 1 条 非常勤の消防団員(以下「団員」という。)の定員、任免、給与、服務等については、この条例の定めるところによる。

(定員)

第 2 条 団員の定数は、266 人とする。

(任用)

第 3 条 消防団長(以下「団長」という。)は消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから市長の承認を得て任用する。

- (1) 当該消防団の区域内に居住する者。ただし、本市に近接する地域の居住者で消防団活動に従事できる場合は、この限りでない。
- (2) 年齢満 18 歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(欠格条項)

第 4 条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 第 6 条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

(分限)

第 5 条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号の一に該当するに至つたときは、その身分を失う。

(1) 前条第3号を除く各号の一に該当するに至つたとき。

(2) 第3条第1号に該当しなくなつたとき。

(懲戒)

第6条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

(1) 消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

(3) 団員としてふさわしくない非行があつたとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行ふ。

(服務規律)

第7条 団員は、団長の招集によつて出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、水火災その他の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第8条 団員にあつて10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第9条 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第10条 団員は、消防団の正常な運営を障害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行つてはならない。

(報酬)

第11条 団員には、次により報酬を支給する。

| 職名 | 報酬の額 | |
|-------|------|----------|
| | | |
| 団長 | 月額 | 10,000 円 |
| 副団長 | 月額 | 7,400 円 |
| 方面隊長 | 月額 | 6,500 円 |
| 分団長 | 月額 | 5,500 円 |
| 副分団長 | 月額 | 4,000 円 |
| 部長 | 月額 | 3,000 円 |
| 班長 | 月額 | 2,600 円 |
| 機械責任者 | 月額 | 2,600 円 |
| 団員 | 月額 | 2,000 円 |

(費用弁償)

第12条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事したときは、費用弁償として1回につき2,500円を支給する。

- 2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行したときの費用弁償の額及びその支給方法は、[我孫子市職員の旅費に関する条例](#)(昭和54年条例第32号)の規定を準用する。この場合において、同条例中「8級・7級・6級の職員」とあるのは「団長、副団長、方面隊長及び分団長」と、「その他の級の職員」とあるのは「その他の団員」と読み替えるものとする。

(公務災害補償)

第13条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

- 2 公務災害補償の額及び支給方法については、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号)の定めるところによる。

(退職報償金)

第14条 団員が退職した場合においては、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。

- 2 退職報償金の額及び支給方法については、千葉県市町村非常勤消防団員退職報償金条例(昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第2号)の定めるところによる。

附 則

- 1 この条例は、昭和41年4月1日から施行する。
- 2 我孫子町消防団条例(昭和40年条例第8号)は、廃止する。
- 3 我孫子町火災予防条例(昭和37年条例第12号)の一部を次のように改正する。
第49条中5,000円とあるを20,000円に、3,000円とあるを15,000円とそれぞれ改める。

附 則(昭和42年3月27日条例第16号)

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年3月25日条例第8号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年3月27日条例第6号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年3月26日条例第14号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月29日条例第4号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月30日条例第7号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月28日条例第3号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月29日条例第5号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月29日条例第1号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年6月30日条例第18号)

この条例は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 3 月 30 日条例第 5 号)

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 12 月 21 日条例第 19 号)

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 9 月 30 日条例第 26 号)

この条例は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 23 日条例第 22 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 12 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に従事する職務から適用し、同日前に従事した職務については、なお従前の例による。